

令和3年4月12日

葛飾区保健所長あて

開設者住所 東京都葛飾区金町七丁目18番25号

開設者が法人の場合:

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 XX XX

氏名 青戸 ゆかり

昭和53年7月16日生 電話(03)36XX-1234

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

理容所開設届

下記のとおり開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名 称 **ボンジュール亀有店**
- 2 施設の所在地 **西亀有六丁目7番8号** 電話(03)36XX-5678
- 3 管理理容師氏名 **〇〇 〇〇**
住所 **東京都足立区千住六丁目2番5-702号** } 理容師が2名以上いる場合は、必要です。
- 4 構造及び設備の概要 **別紙のとおり**
- 5 理容師の氏名・免許証番号及びその他の従業者の氏名 **別紙のとおり**
- 6 理容師の伝染性疾患の有無 **無し**
- 7 開設予定年月日 **令和3年5月8日** } **お店をオープンしたい日**
- 8 同一の場所で既に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称
- 9 同一の場所で美容所の開設の届出がされている(美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。)場合は、当該美容所の開設予定年月日 **年 月 日**
} **全員が理容師と美容師の双方の資格を有している必要があります。**

- 添付書類
- 1 理容師の場合は、それを証する書類及び当該理容師に係る伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
 - 2 管理理容師の場合は、それを証する書類
 - 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り)
 - 4 同一の場所で既に美容所が併設されている場合は、当該美容所に従事している施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類
 - 5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師でありかつ美容師であることを証する書類
 - 6 理容師法施行規則第19条第1項から第3項までのただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類